

パブリックコメントの実施結果について

建築部 住環境政策課

内 容 : 新潟市営住宅条例・施行規則の一部改正について

期 間 : 平成24年7月17日(火)～8月16日(木)

1. 提出状況

提出者数	提出件数	提出方法
2	3	電子メール(1) 郵送(1)

2. 意見と考え方

	意見項目	意見等	市の考え方	修正
1	新整備基準「住宅の 附帯設備①②に係る 市案への参酌基準の 引用	共同使用の台所、浴室 を希望する市営住宅入 居者は現在・将来とも 存在しないと思われる ので基準自体不要。	単身高齢の入居者が増加す る情勢の中で、市営住宅に おけるコミュニティのあり 方を含め、水まわりにおけ る多様な形態の需要に対応 できるよう、条文に記載し ています。	なし
2	同上	公営住宅で共用部分の 台所、浴室の設置は非 現実的ではないか。(削 除すべき)	同上	なし
3	附帯施設について	住宅の附帯施設として 駐車場も必要ではない か。(自動車を所有する 人が多い)	敷地の状況により駐車場を 設けることが困難な場合も あり得ること、また、他の 要綱等により共同住宅の駐 車場設置が規定されている ことから、条文には記載し ません。	なし